

議案第145号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

土地

- | | |
|---------|---|
| (1) 所在地 | つくば市さくらの森28番3外2筆 |
| (2) 地積 | 合計15,270.61㎡ |
| 2 取得金額 | 金426,050,019円 |
| 3 取得目的 | 国指定史跡「金田官衙遺跡」保存（活用事業）用地として取得 |
| 4 財産所有者 | 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
宅地業務担当本部長 中川 裕二 |

（提案理由）

国指定史跡金田官衙遺跡を保存するため、保存用地を購入し、財産を取得しよう

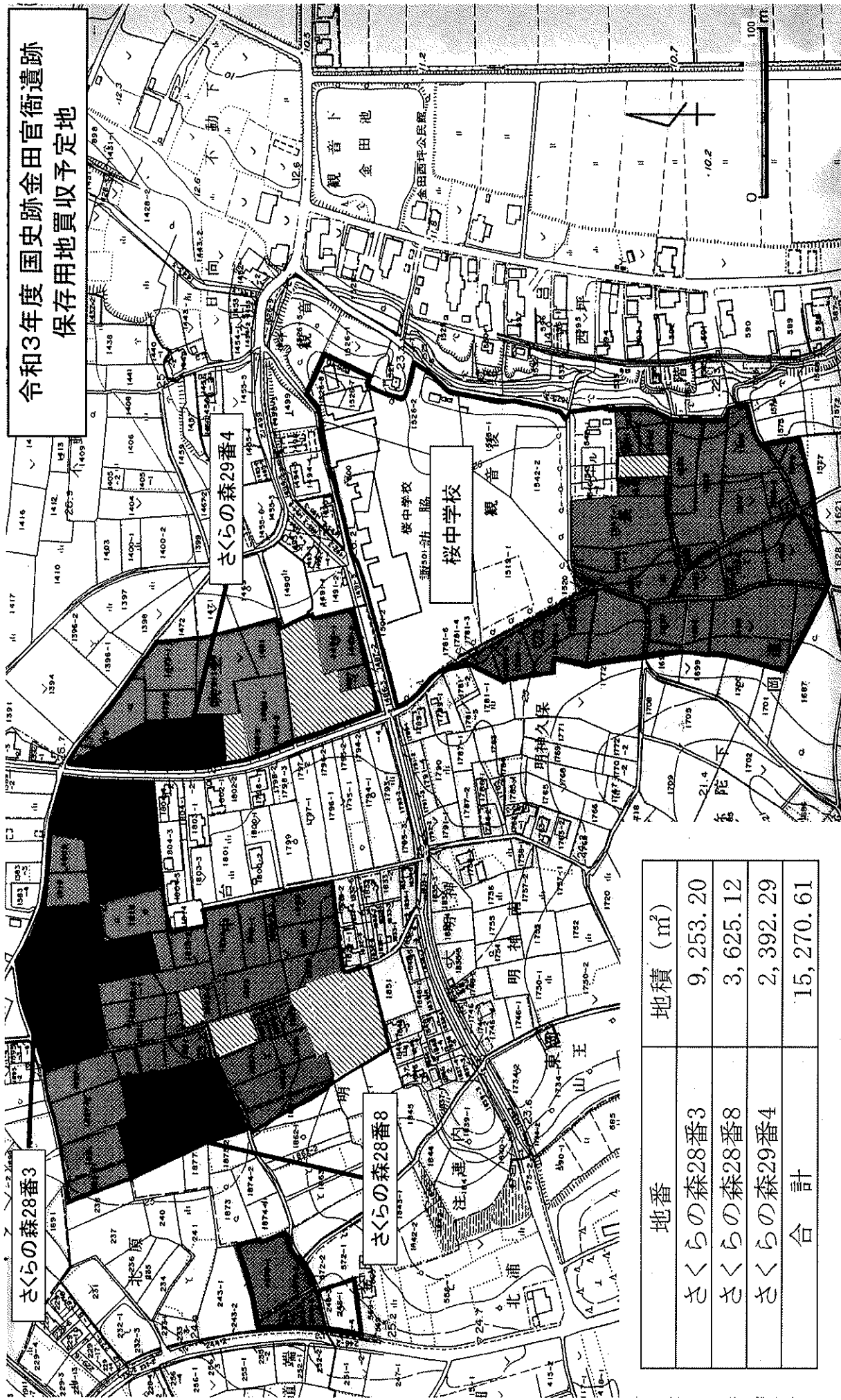
とするものである。

議案第 145 号資料

取得予定地一覧

所在地	地目	地積
つくば市さくらの森 28 番 3	雑種地	9,253.20 m ²
つくば市さくらの森 28 番 8	雑種地	3,625.12 m ²
つくば市さくらの森 29 番 4	雑種地	2,392.29 m ²
合計		15,270.61 m ²

令和3年度国史跡金田官衙遺跡
保存用地買収予定地



地番	地積 (㎡)
さくらの森28番3	9,253.20
さくらの森28番8	3,625.12
さくらの森29番4	2,392.29
合計	15,270.61

令和3年度買収予定地
 令和2年度買収地
 令和元年度までの買収地
 大線：史跡指定範囲